

農林生協組合員の皆さまへ

団体自転車総合保険

(傷害総合保険＋自転車傷害危険のみ補償特約、
交通事故傷害危険のみ補償特約、弁護士費用総合補償特約)

自動継続です！
新規・変更・脱退
はWEBへ！

お得な28%割引！
(団体割引20%、優良割引10%)

(改定あり)個人賠償責任補償の保険金額を改定しております(詳細はP1を参照ください)。

突然の自転車事故 備えは万全ですか？

(注) 2023年4月1日よりヘルメットの着用が努力義務となりました。

転んでケガをしてしまった!!



相手にケガをさせてしまった!!



他人の車にキズをつけてしまった!!



法的トラブルに巻き込まれたときの弁護士費用を補償します

弁護のちから (オプション・弁護士費用総合補償特約)

こどものいじめ



誹謗中傷



自転車による衝突被害



WEBでお手続きいただけます

保険期間 2024年12月1日午後4時から1年間
2次元コードよりアクセスしてお手続きをお願いします。
※パソコンからもお手続きできます。詳細は11ページをご覧ください。



ログインID：組合員番号 (下5桁の番号)

パスワード：NOURIN000000 (組合員番号)

*ログインには農林水産省職員生活協同組合の組合員番号が必要です。

手続締切日：2024年11月29日 (金)

自動継続となりますので、前年と同条件でご継続の場合、お手続きは不要です。
また、脱退のお申し出がない限り、ご退職後も継続加入となります。

自転車事故による損害賠償責任やご自身のケガに備えて！

【重要】補償内容・保険料改定のご案内

2024年12月1日始期より、個人賠償責任補償の保険金額を**3億円にアップ**しております。それに伴い、**保険料を改定(各プラン160円の値上げ)**しております。

- ・ **損害賠償額や慰謝料は相手の年齢や職業・所得などの状況によって大きく変わります。**
- ・ 下記事例は2013年に発生した自転車事故ですが、過去最高の約9,500万円の損害賠償額となりました。損害賠償額は9,500万円ですが、裁判の場合このほかに裁判にかかわる争訟費用(弁護士費用等)が発生します。そして、本事故の被害者は60代の方ですが、仮に**相手をもっと若い方だった場合、損害賠償金はさらに高くなり、1億円を上回る可能性が高い**です。また、お相手が高額所得者の場合、逸失利益や休業損害の額もさらに高額となります。
- ・ また、特に本事例は10年以上前の判決ですが、10年前と比べて物価上昇は著しくそれに伴い賠償単価も上昇傾向にあります。事故の相手は選べないからこそ、今までの最高事例の金額に近い保険金額(補償)ではなく、十分手厚い補償で備える必要があります。

＜事故事例＞

賠償額 (判決)	事故の概要
9,521万円 (H25 神戸地裁判決)	11歳の小学生が夜間帰宅するために自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭がい骨骨折により意識が戻らない状態となった。

補償内容と保険料

(保険期間：1年間/団体割引20%・優良割引10%・一時払)

BAプラン：自転車傷害危険のみ補償特約、手術保険金対象外特約セット BBプラン：交通傷害危険のみ補償特約、天災危険補償特約セット

加 入 プ ラ ン	
本 人	死亡・後遺障害
	入院保険金日額
	通院保険金日額
配偶者	死亡・後遺障害
	入院保険金日額
	通院保険金日額
親 族	死亡・後遺障害
	入院保険金日額
	通院保険金日額
個人賠償責任補償	
合 計 保 険 料	

自転車傷害 プラン
BA型
470万円
4,000円
2,000円
450万円
4,000円
2,000円
450万円
4,000円
2,000円
3 億 円
4,160円

自転車傷害プラン+交通傷害プラン	
BA型	BB型
470万円	71万円
4,000円	1,000円
2,000円	500円
450万円	
4,000円	
2,000円	
450万円	
4,000円	
2,000円	
3 億 円	
(BA型+BB型セット) 5,310円	

《BA型+BB型にご加入のご本人について》

◎交通事故傷害プランには、天災危険補償特約がセットされていますので、地震・噴火またはこれらによる津波によって被った交通事故によるケガも補償されます。

◎交通事故傷害プランの場合で、所定の手術を受けた場合、入院中の手術は入院保険金日額(1,000円)の10倍、外来で受けた手術は入院保険金日額(1,000円)の5倍の額を手術保険金としてお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりです。

(注1) 自転車によらない交通事故によるケガの場合は、交通事故傷害プランのみのお支払いになります。

(注2) 自転車による交通事故のケガの場合、お支払いする保険金額は、自転車傷害プランと交通事故傷害プランの合計金額になります(本人のみ)。ただし、自転車による事故であっても地震等を原因とする自転車事故の場合は、交通事故傷害プランのみのお支払いとなります。

(ご注意)

1. 加入口数は、1家族1口が限度となります。

2. 上記の「本人」はご加入者(申込者・組合員)自身であり、それ以外の方を「本人」とすることはできません。

3. その他の傷害保険契約がすでにある場合にはご加入時にお申し出ください。また、ご加入後に他の傷害保険契約をご契約する場合はご連絡ください。

自転車事故による損害賠償責任やご自身のケガに備えて！

自転車傷害プラン(BA型)

対象

本人
配偶者
親族^(※)

(※)本人またはその配偶者の同居の親族と別居の未婚の子をいいます。
(注)未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。

〈傷害事故〉〈自転車による賠償事故〉 (日本国内のみ)

自転車に乗っている間の事故



自転車運転中、誤って他人にケガをさせた。



(注)2023年4月1日よりヘルメットの着用が努力義務となりました。

交通事故傷害プラン(BB型) 天災危険補償特約セット

対象

本人のみ

〈傷害事故〉

車にはねられたときの事故



駅の改札口を入ってから改札口を出るまでの間のケガ



交通乗用具に搭乗中の事故



弁護士費用総合補償特約 (オプション・BC型)

現代社会を取り巻く
さまざまなトラブル

対象

被保険者ご本人が親権者の場合
被保険者ご本人またはお子さま^(※)

(※)被保険者が親権を有する未成年の子が対象となります。なお、被保険者との続柄は、原因事故発生時におけるものをいいます。

こどものいじめ



誹謗中傷



自転車による
衝突事故



補償内容と保険料

(保険期間：1年間/団体割引20%・優良割引10%・一時払)

BAプラン：自転車傷害危険のみ補償特約、手術保険金対象外特約セット BBプラン：交通傷害危険のみ補償特約、天災危険補償特約セット

加入プラン

自転車傷害プラン+交通傷害プラン +弁護士費用総合補償特約

BA型 + BB型 + BC型

本人	死亡・後遺障害	470万円	71万円	弁護士費用 (保険期間1年間につき) 通算300万円限度 (自己負担割合10%) 法律相談・書類作成費用 (保険期間1年間につき) 通算10万円限度 (自己負担額1,000円)
	入院保険金日額	4,000円	1,000円	
	通院保険金日額	2,000円	500円	
配偶者	死亡・後遺障害	450万円	入院中に受けた手術の場合 入金保険金日額×10(倍) 外来で受けた手術の場合 入金保険金日額×5(倍)	
	入院保険金日額	4,000円		
	通院保険金日額	2,000円		
親族	死亡・後遺障害	450万円		
	入院保険金日額	4,000円		
	通院保険金日額	2,000円		
個人賠償責任補償		3億円		

合計保険料

(BA型+BB型+BC型セット) 8,140円

【プラン選択時にご注意いただきたいこと】

- 弁護士費用補償においては、加入者ご本人のみご加入いただいた場合、配偶者の方が被った法的トラブルは、補償の対象となりません。
- 個人賠償責任補償においては、ご家族の皆さま^(※)が補償の対象となります。
(※)個人賠償責任補償における被保険者の範囲については、P.6をご覧ください。

弁護のちから (弁護士費用総合補償特約)

弁護のちからはオプションです。
BA型・BB型・BC型セットで
ご加入となります。

次の法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。

【対象となるトラブルの当事者】

<被保険者ご本人が親権者の場合>

被保険者ご本人またはお子さま(※)が遭遇されたトラブルが対象となります。

トラブルの当事者



複数のお子さまを補償の対象とすることが可能です。

(※) 被保険者が親権を有する未成年の子が対象となります。
なお、被保険者との続柄は、原因事故発生時におけるものをいいます。

人格権侵害(※)

- こどもがいじめにあい、登校拒否の状態になった。
- ソーシャルネットワークサービス(SNS)上でいじめもない誹謗中傷にあい、精神的苦痛を受けた。
- 電車で痴漢被害を受けた。



被害事故

- 路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。
- インターネット通販の会社から、本物といつわられて、偽物のブランド品を売りつけられた。



× 以下のようなトラブルは保険金のお支払いの対象になりません。

- 自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
- 医療ミスによる被害事故に関するトラブル
- 騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル
- 借金の利息の過払金請求に関するトラブル
- 顧客や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に関するトラブル

など

(※) 人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。

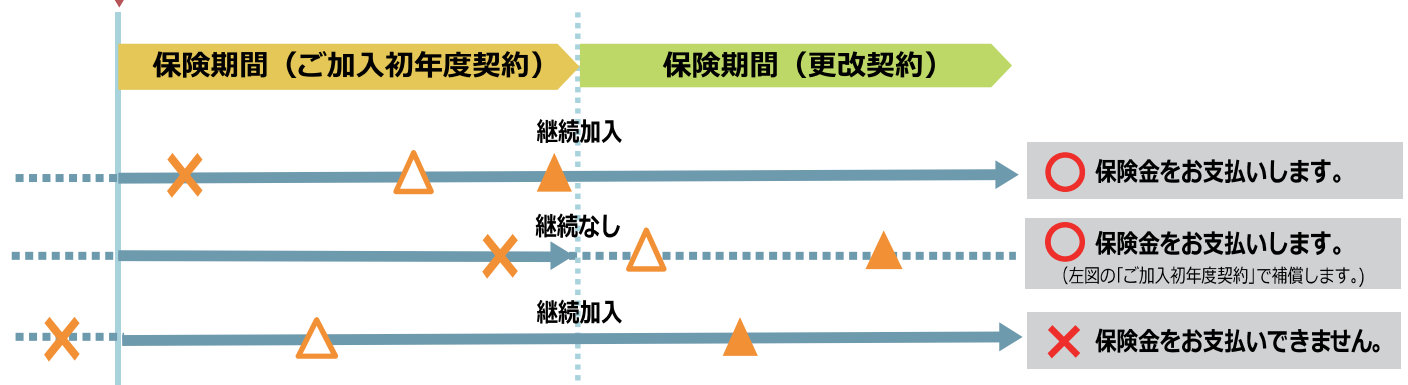
弁護士費用補償に関する保険責任について

- 保険期間中に原因事故が発生した場合に、保険金をお支払いします。
- 保険責任は保険期間開始日の午後4時に始まりますが、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
- 同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、弁護士等への委任もしくは弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼の回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼とみなし、保険金が支払われる最初の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼が行われた時に一連の弁護士等への委任および弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。

【保険責任の開始(原因事故発生日と保険期間との関係)(イメージ図)】

ご加入初年度契約保険期間
開始日(責任開始日)

×: 原因事故発生日 △: 法律相談・書類作成依頼 ▲: 弁護士等への委任



弁護士費用補償

2つの保険金で気になる費用をしっかりサポートします。

国内補償(※)

1 弁護士費用保険金

弁護士等へのトラブル解決の委任を行うときに負担した弁護士費用を補償します。

■保険金額
(保険期間1年間につき)

通算 **300万円** 限度

■お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する
弁護士等への委任に
かかった費用

× (100% - 自己負担割合10%)

2 法律相談・書類作成費用保険金

弁護士等および行政書士へ法律相談・書類作成の依頼を行うときに負担した法律相談・書類作成費用を補償します。

■保険金額
(保険期間1年間につき)

通算 **10万円** 限度

■お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する
法律相談・書類作成に
かかった費用

自己負担額
(免責金額) **1,000円**

(※)日本国内の法令に基づき解決するトラブルが補償対象となります。

いずれの保険金も、弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼の前に、損保ジャパンの事前の同意が必要となります。

お支払い事例 (被害事故に関するトラブル)

歩道で自転車に衝突され、左脚を負傷し、障害を負った。加害者に賠償請求しているが応じてくれないため弁護士に相談した。その後、弁護士に委任のうえ訴訟を提起し、最終的に満足のいく賠償金を受け取ることができた。

弁護士等への委任にかかった費用 **50万円**
着手金 15万円、報酬金 35万円



弁護士費用保険金のお支払い額
 $50万円 \times (100\% - 10\% \text{ (自己負担割合)}) = \underline{\underline{45万円}}$

法律相談・書類作成にかかった費用 **1万円**



法律相談・書類作成費用保険金のお支払い額
 $1万円 - 1,000円 \text{ (自己負担額)} = \underline{\underline{9,000円}}$

合計 45万9,000円をお支払い



金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます。

★ 相談できる弁護士が身近にいなくても安心! 「弁護士紹介サービス」

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、担当の損保ジャパン保険金サービス課へご連絡ください。

お客さまから依頼を受けた損保ジャパンが、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士をご紹介します。

★ 「被害事故・嫌がらせ相談窓口」

被害事故または人格権侵害への対応が必要な際に、お電話でご相談いただくことができるサービスです。警察OB・OG等トラブル対応の専門コンサルタントが、対応等についてアドバイスさせていただきます。

「弁護のちから」の保険金請求対象の確認や弁護士等への委任のご相談は対象外となりますので、事故サポートセンターへのご連絡をお願いします。

(注1) 本サービスは損保ジャパンの提携業者がご提供します。

(注2) ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。

(注3) ご利用は日本国内からにかぎります。

(注4) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(注5) 「弁護のちから」の保険金をお支払いする事由が発生した場合は、下記事故サポートセンターまたは取扱代理店までご連絡ください。

事故サポートセンター: 【受付時間】24時間365日 0120-727-110

(注) 保険金のお支払い方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご確認ください

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項を記載しています。
ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。
また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

- 商品の仕組み：この商品は、傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者：農林水産省職員生活協同組合
- 保険期間：2024年12月1日午後4時から1年間
- 申込締切日：2024年11月29日（金）
- 引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
 - 加入対象者：農林水産省職員生活協同組合の組合員
 - 被保険者：農林水産省職員生活協同組合の組合員
- 【自転車傷害プラン（BA型）】被保険者本人の配偶者やその他親族（被保険者本人またはその配偶者の、同居の親族・別居の未婚の子）も保険の対象となります。
※被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
- 【交通事故傷害プラン（BB型）】被保険者本人のみが保険の対象となります。
- 【弁護士のかから（BC型）】被保険者本人と被保険者の未成年の子が保険の対象となります。
- お支払方法：2025年2月に控除となります。（一時払）
- お手続き方法：下表のとおりお手続きください。

ご加入対象者		お手続き方法
新規加入者の皆さま		WEB手続きが必要となります。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプランで継続加入を行う場合	手続きは不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合	WEB手続きが必要となります。
	継続加入を行わない場合	WEB上で脱退手続きが必要となります。

- 中途脱退：この保険から脱退（解約）される場合は、代理店カワシマまでご連絡ください。
- 団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。
次年度以降、割増引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。
また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

- 【自転車傷害プラン（BA型）】
被保険者が、日本国内において、自転車事故（自転車搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故または運行中の自転車に衝突・接触された事故）によりケガ（※）をされた場合等に、保険金をお支払いします。
（※）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。
（注1）「自転車傷害危険のみ補償特約」をセットしています。
（注2）「手術保険金対象外特約」をセットしています。
（注3）保険期間の開始日より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

<「急激かつ偶然な外来の事故」について>

- 「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
- 「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
- 「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
（注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

- 【交通事故傷害プラン（BB型）】
被保険者が、日本国内または国外において、所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故によりケガ（※）をされた場合に、保険金をお支払いします。
（※）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。
（注）保険期間の開始日より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。
- 次のような事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。
 - ①交通乗用具との衝突、接触等の交通事故
 - ②交通乗用具に搭乗中（※）の事故
 - ③駅の改札口を入れてから改札口を出るまでの間における事故など
 - ④交通乗用具の火災
- （※）正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内（通行できないように仕切られている場所を除きます。）に搭乗している間。ただし、異常かつ危険な方法での搭乗を除きます。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害	死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額	【共通】 ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③脳疾患、疾病または心神喪失 ④妊娠、出産、早産または流産 ⑤外科的手術その他の医療処置 ⑥戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（※3）を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑦頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見（※4）のないものなど 次頁へ続きます。
	後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合（4%～100%）	

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】（続き）

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害	入院 保 險 金	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し、1,000日を限度として、1 日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額＝入院保険金日額×入院日数(事故の発生の日から1,000日以内)	前頁から続きます。 【自転車総合保険(B A 型)】 ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨自転車による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 など
	手術 保 險 金 (B B 型 の み)	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。 なお、1 事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、＜入院中に受けた手術の場合＞の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 (※1) ②先進医療に該当する手術 (※2) ＜入院中に受けた手術の場合＞ 手術保険金の額＝入院保険金日額×10 (倍) ＜外来で受けた手術の場合＞ 手術保険金の額＝入院保険金日額×5 (倍) (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	【交通事故傷害保険(B B 型)】 ⑩無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ⑪交通乗用具による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 ⑫船舶に搭乗することを職務(養成所の生徒を含みます。)とする被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故 ⑬航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を被保険者が操縦または職務として搭乗している間の事故 ⑭グライダー、飛行船、ジャイロプレーン等の航空機に搭乗している間の事故 ⑮被保険者が職務として、交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業または交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業に従事その作業に直接起因する事故 など
	通 院 保 險 金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1 日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額＝通院保険金日額×通院日数(事故の発生の日から1,000日以内の90日限度) (注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靱帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギブス等(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※)ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	

- (※3)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。
(※4)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
個人賠償責任 (国内 賠償 補償) (注) (B A 型 のみ)	個人賠償責任 (国内 賠償 補償) (注) (B A 型 のみ)	日本国内または国外において、被保険者(※1)が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(自己負担額はありません。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 ①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合 ②被保険者(※1)の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故(例：自転車運転中の事故など)により、他人にケガなどをさせた場合 ③日本国内で受託した財物(受託品)(※2)を壊したり盗まれた場合 ④誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等(※3)を運行不能にさせた場合 (※1)この特約における被保険者は次のとおりです。 ア. 本人 イ. 本人の配偶者 ウ. 本人またはその配偶者の同居の親族 エ. 本人またはその配偶者の別居の未婚の子 オ. 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります。)。ただし、本人に関する事故にかぎります。 カ. イ. からエ. までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 (※2)次のものは「受託品」に含まれません。 ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ・義歯、義肢その他これらに準ずる物 ・動物、植物 ・自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 次頁へ続きます。	①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両(※1)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩環境汚染に起因する損害賠償責任 ⑪受託品に対して正当な権利を有していない者に対して損害賠償責任を負担することによって被った損害 ⑫受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ・偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的事故 ・置き忘れ(※2)または紛失 ・詐欺または横領 ・雨、雪、雹(ひょう)、みぞれ、あられまたは融雪水のしみ込みまたは吹き込み ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取 など 次頁へ続きます。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】（続き）

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
個人賠償責任（国内外補償）（注） （ＢＡ型のみ）	前頁から続きます。 ・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ・山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ・データやプログラム等の無体物 ・漁具 ・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 ・不動産 など (※3)「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。	前頁から続きます。 (※1) 次のア. からウ. までのいずれかに該当するものを除きます。 ア. 主たる原動力が人力であるもの イ. ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート ウ. 身体障がい者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの (※2) 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。

【弁護士のから（ＢＣ型）】

弁護士費用補償（弁護士費用総合補償特約）

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合	
弁護士費用 (日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)	弁護士費用 (注) 弁護士費用 保険金 + 法律相談 ・ 書類作成 費用保険金	被保険者が、保険期間中の原因事故によって発生した以下1・2のいずれかに該当するトラブル(※1)について、弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼を行った場合は、それによって、事前に損保ジャパンの同意を得て、弁護士費用等または法律相談・書類作成費用を負担することにより被った損害に対して、弁護士費用保険金または法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、被保険者の未成年の子が被った原因事故に関するトラブルについても対象となります。なお、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡したときは、保険金を請求する権利を有するのは法定相続人となります。	【全トラブルに共通の事由】 ①故意、重大な過失または契約違反 ②自殺行為(※)、犯罪行為または闘争行為 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤またはシンナー等の使用 ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥国または公共団体の強制執行または即時強制 ⑦財物の欠陥、自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等。 ただし、これにより身体の障害または他の財物の損壊が発生している場合については保険金をお支払いします。 ⑧被保険者または被保険者の未成年の子の職務遂行に関するトラブルおよび職場におけるいじめもしくは嫌がらせによる精神的苦痛に関するトラブル ⑨主として被保険者または被保険者の未成年の子の職務のために使用される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する事由 ⑩債務整理および金銭消費貸借契約に関するトラブル(過払金の返還請求に関するトラブルを含みます。)。ただし、盗取による被害事故に関するトラブルについては保険金をお支払いします。 ⑪保険契約または共済契約に関する事由。 ⑫被保険者または被保険者の未成年の子とその親族との間で発生した事由 ⑬環境汚染 ⑭環境ホルモン、石綿またはこれと同種の有害な特性に起因する事由 ⑮騒音、振動、悪臭、日照不足等 ⑯電磁波障害 など (※) この保険契約で保険金の支払対象となるトラブルの原因事故によって自殺し、かつ、支払条件を満たすことが明らかな場合については保険金をお支払いします。	
		1. 被害事故に関するトラブル ケガを負わされた、財物を壊された、盗取(※2)にあった等の被害を被ったことによるトラブルをいいます。	【各トラブル固有の事由】 左記1に該当する場合 ⑰自動車等の所有、使用もしくは搭乗または管理に起因して発生した、被保険者または被保険者の未成年の子が被った被害事故に関するトラブル ⑱医師等が行う診療、診察、検査、診断、治療、看護または疾病の予防 ⑲あんま、マッサージ、指圧、鍼、灸または柔道整復等 ⑳薬剤師等による医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売、授与またはこれらの指示 ㉑身体美容または整形 など	
		2. 人格権侵害に関するトラブル 不当な身体の拘束による自由の侵害、名誉き損、プライバシーの侵害、痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせにより、精神的苦痛を被ったことに関するトラブルをいいます。 (注)警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等をし、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。		
		保険金種類	お支払いする保険金の額	
		弁護士費用保険金	弁護士等への委任(※3)によりトラブルを解決するために要する、報酬、訴訟費用、仲裁・和解または調停に要した費用等を負担することにより被った損害に対し、弁護士費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、弁護士費用の保険金額を限度とします。 弁護士費用保険金の額＝損害の額×(100%－自己負担割合10%)	
		法律相談・書類作成費用保険金	弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成費用(※3)の対価として弁護士等および行政書士に支払われるべき費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、法律相談・書類作成費用の保険金額を限度とします。 法律相談・書類作成費用保険金の額＝損害の額－自己負担額1,000円	
		(注)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、以下の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。 ①被保険者または被保険者の未成年の子に原因事故が発生した時のお支払条件により算出した保険金の額 ②保険金請求権者が行った最初の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼のうちいずれか早い時のお支払条件により算出した保険金の額		
		(※1)日本の国内法に基づき解決するトラブルにかぎります。 (※2)詐欺、詐欺、恐喝またはこれらに類似の事由を含み、警察への届出を行ったものにかぎります。 (※3)同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、弁護士等への委任もしくは弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼の回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼とみなし、保険金が支払われる最初の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼が行われた時に一連の弁護士等への委任および弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。		

(注) 補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)。

(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ (<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>) 等をご確認ください。

用語のご説明

用語	用語の定義						
自 転 車	ペダルまたはハンド・クラックを用い、かつ、人の力により運転する2輪以上の車(※1)およびその付属品(※2)をいいます。 (※1) 2輪以上の車 ペダルのない二輪遊具、レールにより運転する車、身体障害者用車いすおよび幼児用の3輪以上の車を除きます。 (※2) その付属品積載物を含みます。						
交 通 乗 用 具	電車、自動車（スノーモービルを含みます。）、原動機付自転車、自転車、身体障がい者用車いす、航空機、船舶等をいいます。ただし、三輪以上の幼児用車両、スケートボード、キックボード（原動機を用いるものを含みます。）、ペダルのない二輪遊具等は除きます。						
原 因 事 故	トラブルの原因となった偶然な事故または事由をいいます。 原因事故の発生の際は、それぞれのトラブルごとに以下の時をいいます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>トラブルの種類</th><th>原因事故の発生の時</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 被害事故に関するトラブル</td><td>被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時</td></tr> <tr> <td>2. 人格権侵害に関するトラブル</td><td>被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時</td></tr> </tbody> </table>	トラブルの種類	原因事故の発生の時	1. 被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時	2. 人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時
トラブルの種類	原因事故の発生の時						
1. 被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時						
2. 人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時						
財 物	有体物をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。						
財 物 の 損 壊	財物の滅失、汚損または損傷をいいます。						
先 進 医 療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。 対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kan.html)						
治 療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。						
通 院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。						
入 院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。						
被保険者の未成年の子	被保険者が親権を有する、未成年の子をいいます。なお、被保険者との続柄は、原因事故発生時におけるものをいいます。						
弁 護 士 等	弁護士または司法書士法（昭和25年法律第197号）第3条第2項第1号から第3号までに定める条件をすべて満たす司法書士をいいます。						
保 険 金 請 求 権 者	弁護士費用補償においては、トラブルの当事者である被保険者をいいます。ただし、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルにおける原因事故によって被保険者が死亡した場合は、その法定相続人として、法律上の損害賠償請求に関する弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談書類作成依頼を行う者を含みます。						
配 偶 者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方(※1)および同性パートナー(※2)を含みます。 (※1) 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2) 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注) 内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思（同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思）をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。						
親 族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。						
未 婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。						
免 責 金 額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。						

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項（告知義務等）

- ご加入の際は、申込画面の入力内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 申込画面にご入力いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。
(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、申込画面の入力事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。
★被保険者の職業または職務
★他の保険契約等(※)の加入状況
(※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、自転車総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
*口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
*告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。
- 弁護士費用総合補償特約において、ご加入初年度の保険期間の開始時（中途加入の場合は中途加入時）より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）（続き）

3. ご加入後における留意事項（通知義務等）

- 申込画面等の記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
 ＜被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について＞
 被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎり）を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
 ＜重大事由による解除等＞
- 保険金を支払わせる目的でケガ等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
 ＜他の身体障害または疾病の影響＞
- すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
 - 弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼をおこなわれる場合は、所定の事項について、事前に損保ジャパンに書面でご通知ください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼をおこなった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
 - 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
 また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。
 （注）個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。
 - ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
 - ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
- など
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、事故証明書 など
③	傷害の程度、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書（写）、死体検案書（写）、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券（写）、運転免許証（写）、レントゲン（写）、休業損害証明書、源泉徴収票 など ②他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面（写）、被害品明細書、賃貸借契約書（写）、売上高等営業状況を示す帳簿（写） など ③弁護士費用または法律相談・書類作成費用を負担した場合 弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼それぞれの発生日時、所要時間および事案の内容を確認できる客観的書類、弁護士費用等または法律相談・書類作成費用それぞれの金額を確認できる客観的書類、弁護士等の委任契約書、裁判所の受領印が押印された調停等に関する申立書または訴状の写し、調停調書・和解調書・審判書・示談書または判決書その他これに代わるべき書類 など
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑤	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書（※）、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑥	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

（※）保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

（注1）事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

（注2）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。

なお、脱退（解約）に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間（保険期間のうちいまだ過ぎていない期間）の保険料を返れいする場合があります。

（注）ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

また、死亡保険金をお支払いすべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）（続き）

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

9. 個人情報の取扱いについて

○保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。

お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- ☐ 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約 ☐ 保険金額 ☐ 保険期間
- ☐ 保険料、保険料払込方法 ☐ 満期返れい金・契約者配当金がないこと

もう一度
ご確認ください。



2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）。

- ☐ 被保険者（保険の対象となる方）の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。
- ☐ パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- ☐ 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

【家族型にご加入になる方のみご確認ください】

- ☐ 被保険者（保険の対象となる方）の範囲についてご確認ください。

3. お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

- ☐ 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

スマートフォンでもタブレットでもパソコンでも簡単に手続きOK



取扱代理店HPからアクセス http://www.ykawashima.co.jp/webenter/Go_Group.html3

保険のカワシマ

検索



下記の
二次元コードに
アクセス！



- ①契約内容を変更しない場合（原則手続き不要です）
自動継続となります。ただし契約内容は確認してください。
- ②新規加入、契約内容を変更・脱退・確認する場合
IDとパスワードを入力して「ログイン」ボタンをタップします
ID：00111 （組合員番号：下5桁の番号）
PW：NOURINO0111 （NOURINは大文字）

問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

生協事務局

〒103-0001 中央区日本橋小伝馬町7-16 ニッケイビル5階

TEL 03-6667-0140



取扱代理店



株式会社カワシマ（神田事務所）

〒101-0046 千代田区神田多町2-9 神田MICビル4階

受付時間 平日の午前9時から午後5時まで（第1・第4金曜日を除きます）

TEL 03-6206-9566 FAX 03-6206-4873

（川島 幸子）TEL 04-7183-2910

※このパンフレットは、株式会社カワシマのホームページ（<http://www.ykawashima.co.jp>）にも掲載されています。

引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部第三課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

受付時間 平日の午前9時から午後5時まで

TEL 03-3349-5408 FAX 03-6388-0162

事故のご連絡 ご相談窓口

事故が起こった際は、ただちに損保ジャパンの
事故サポートセンターまでご連絡ください。（24時間365日受付）

・LINEで連絡 ⇒ 二次元コードから友達追加をしてください。

・電話で連絡 ⇒ 【事故サポートセンター】

TEL 0120-727-110



保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター【ナビダイヤル】0570-022808 <通話料有料>

受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sompo.or.jp/>）

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- 本サイトは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります）。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入内容はWEB画面でご確認いただけます。